

議案第 9 2 号から第 1 0 6 号まで

令和 5 年度宝塚市一般会計歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計平井財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計山本財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計中筋財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計中山寺財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計米谷財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計川面財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計小浜財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計鹿塩財産区歳入歳出決算認定、令和 5 年度宝塚市特別会計鹿塩・東蔵人財産区歳入歳出決算認定及び令和 5 年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費歳入歳出決算認定について

地方自治法(抜粋)

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 (略)